

漁港アダプトプログラム試行要領

第1条（目的）

この要領は、環境先進団体と行政が協働して、由利地域振興局農林部（以下「農林部」という。）が管理する漁港施設等（以下「県管理漁港施設等」という。）の美化・維持管理活動を実施し、活動における協働の成果や問題点を分析・評価しながら、今後、新たな美化・維持管理制度の創設に向け試行的に実施するものです。

第2条（事業の内容）

農林部は、県管理漁港施設等の一定区間において、清掃や除草などの美化・維持管理活動を定期的に行い、漁港周辺の良い環境づくりに積極的に取り組む環境先進団体を協働パートナー団体として認定し、市町村と協力して必要な支援を行う漁港アダプトプログラム（以下「プログラム」という。）を実施します。

第3条（市町村への協力要請）

農林部は、プログラムの実施について、プログラムの対象となる区間（県管理漁港施設等に限る。以下「対象区間」という。）が存する市町村に一般ゴミの回収・処分等への協力を要請します。

第4条（プログラム参加企業）

プログラムへの参加を希望する団体（以下「参加希望者」という。）は、参加希望の対象区間を管理する由利地域振興局農林部長（以下「農林部長」という。）に協働パートナー団体認定申込書（様式第1号。以下「認定申込書」という。）を提出します。

認定申込書を提出できる者は、県管理漁港施設等において清掃、除草等の美化・維持管理活動を行い、又は行おうとする民間団体を原則とします。

第5条（協働パートナー企業の活動）

協働パートナー団体は、原則として対象区間の100m以上の道路、海岸、公園等の美化・維持管理活動を行うこととします。但し、対象区間において、複数の団体等が重複する場合は、対象区間や活動時期の調整を行うものとします。

協働パートナー団体は、年間2回以上の対象区間の美化・維持管理活動を実施するものとします。

第6条（農林部の支援）

農林部は、協働パートナー団体の活動に対し、ホームページにおいて活動内容等を一定期間掲載する等情報発信を行うものとします。

第7条（協働パートナー団体の認定及び確認書の締結）

参加希望者から認定申込書を受理した農林部長は、当該参加希望者を審査のうえ、協働パートナー団体として認定します。

農林部長は、協働パートナー団体を認定したときは、協働パートナー団体に対し、協働パートナー団体認定証（様式第2号）を交付するとともに、速やかに「漁港アダプトプログラムに関するパートナーズ確認書」（以下「確認書」という。）を締結します。

第8条（表示板の設置）

農林部長は、協働パートナー団体の希望により、協働パートナー団体の団体名等を記載した表示板を、対象区間内の漁港施設管理上支障のない位置に設置することができるものとします。但し、対象区間において、複数の団体等が重複する場合は、表示板の設置及び記載内容について調整を行うものとします。

第9条（傷害保険への加入）

協働パートナー団体は、協働パートナー団体の構成員が確認書に定めた作業中にけが等をした場合に対処するため、自ら傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとします。

第10条（助言と勧告）

農林部長は、市町村と協力し、協働パートナー団体の活動に対して必要な助言及び勧告ができるものとします。

第11条（協定の解除）

農林部長は、協働パートナー団体が確認書変更・解除届（様式第6号）により、確認事項の変更（解除）を申し出たときは、確認事項を変更（解除）します。

また、協働パートナー団体に関係法令等に違反する行為があったとき又は協働パートナー団体としてふさわしくない行為があったときは、予め協働パートナー団体及び市町村の意見を聴いた上で協働パートナー団体の認定を取り消し、確認事項を解除することがあります。この場合において、第8条の規定により設置した表示板は、撤去又は協働パートナー団体名称等の抹消を行います。

第12条（その他）

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行します。